

# 第5回地域力創造に関する有識者会議 (参考資料)

平成21年7月28日  
厚生労働省

# 地域医療対策分

# 地域医療の機能強化に関する厚生労働省の取組について

## 医師不足対策

短期的  
施策

### (21年度予算等)

- ・ 地域偏在、診療科偏在是正のためのインセンティブ付与  
(産科・救急・へき地医への手当、産科補償制度の創設、医師事務作業補助者の配置等)

### 《実績例》

- 分娩手当(1件1万円)は、39都道府県が実施、8県が検討中
- 産科補償制度の加入率は、病院100%、診療所・助産所99%
- …産婦人科学会への新入会医師数は、増加傾向に転換(18年度329名、19年度335名、20年度402名)

### (臨床研修制度の見直し)

- ・ 産科、小児科等の養给力強化のため、早期から専門研修を受けられるよう研修課程を弾力化
  - ・ 研修医の地域偏在是正等のため、募集定員に都道府県別上限を設定

### (チーム医療・役割分担の推進)

- ・ 看護師等の役割を拡大するため、医師と役割分担できる事項を明示して推進  
(例. 救急での優先順位決定、在宅医療での薬剤投与量調節等)
- ・ 医師と看護師等の更なる協働・連携のための具体策について、21年度中に結論

### (医師養成数の増)

- ・ 21年度の医学部定員を過去最大の8,486人まで拡大
- 22年度は、地域の医師確保等の観点から、更に最大370人程度拡大

中長期的  
施策

# 地域医療の確保

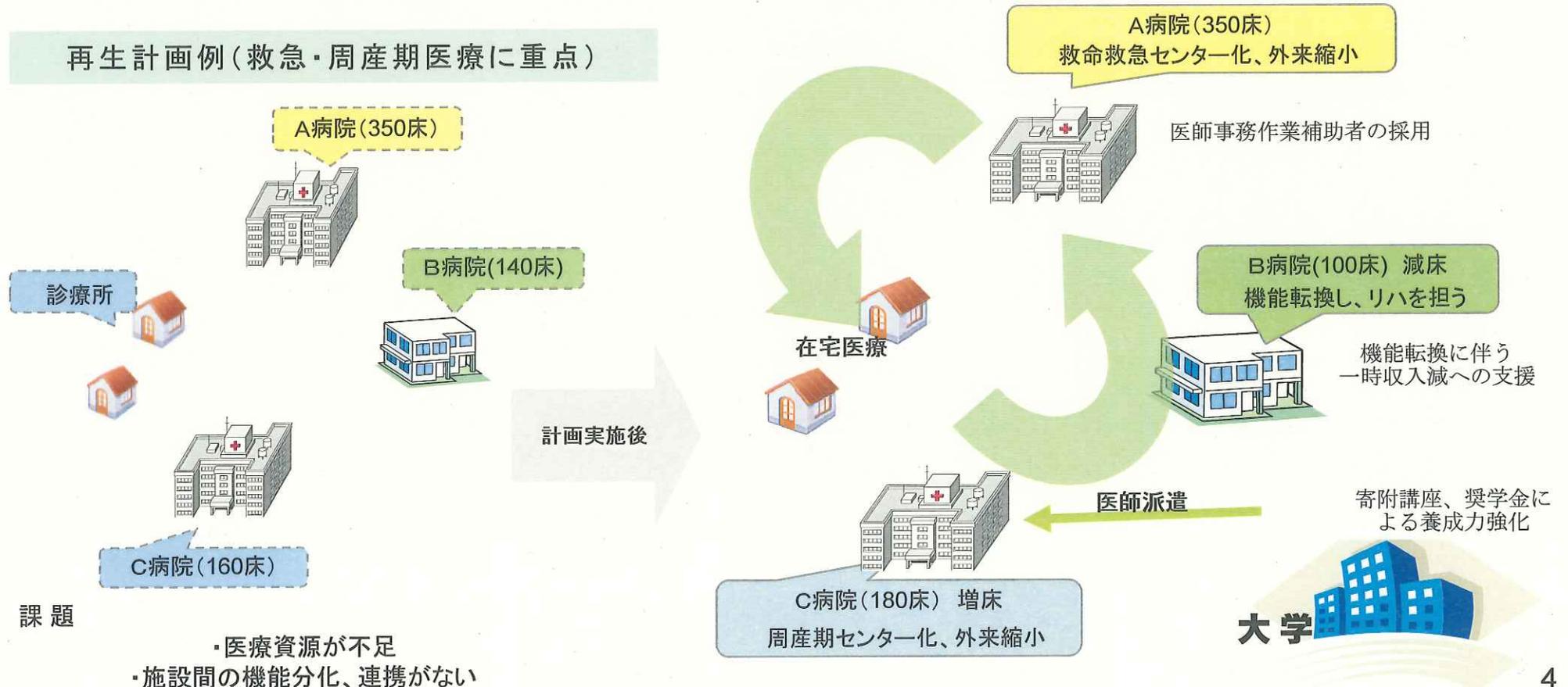
## (周産期医療と救急医療の確保と連携)

- ・救急・周産期医療等対策室を設置し、「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書とりまとめ
- ・消防法を改正し、都道府県において救急搬送・受入れルールを策定することとした(総務省、厚生労働省)

## (21年度補正予算に基づく地域医療再生基金(3,100億円))

- ・救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置 都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく取組みを支援

### 再生計画例(救急・周産期医療に重点)



# 高齢者福祉対策分

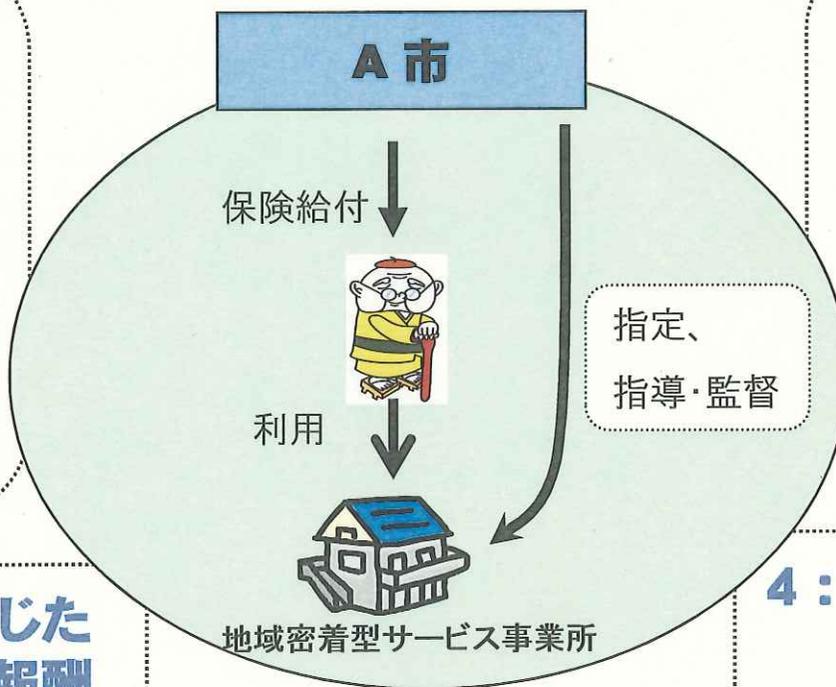
# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。

## 1: A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

## 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



## 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

## 4: 公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

## ① 面的整備計画の内容

平成20年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 412億円

(平成19年度予算 421億円)

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 33億円

(平成19年度予算 33億円)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、②様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

### ○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 介護予防拠点
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 生活支援ハウス

### ○ 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

## ② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ

市町村



国



市町村

① 日常生活圏域を単位として、次の事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定  
(単年度の整備計画の場合には、翌年度も同一圏域で計画策定が可能)

### ハード交付金に係る事業

- 小規模多機能型居宅介護拠点
- 小規模の老人保健施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 夜間対応型訪問介護ステーション
- 地域包括支援センター
- 小規模の特別養護老人ホーム
- 小規模のケアハウス(特定施設)
- 認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- 生活支援ハウス

### ソフト交付金に係る事業

- 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業
- 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 計画を国に提出(都道府県を経由)

③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

### 客観的指標

・・・高齢者の将来上昇率、圏域における施設整備の状況 等

### 政策的指標

・・・地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか、既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

④ 下記の算定方法により、交付金を交付。

(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

### ハード交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	—
小規模多機能型居宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模の老人保健施設	25,000千円
認知症高齢者グループホーム	15,000千円
認知症対応型デイサービス	10,000千円
夜間対応型訪問介護	5,000千円
● 介護予防拠点	7,500千円
● 地域包括支援センター	1,000千円
● 生活支援ハウス	30,000千円

### ソフト交付金に係る事業

面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業	3,000千円

# 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

## 【介護力の向上・雇用創出】

- ・ 介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・ 今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

### ①介護拠点等の緊急整備

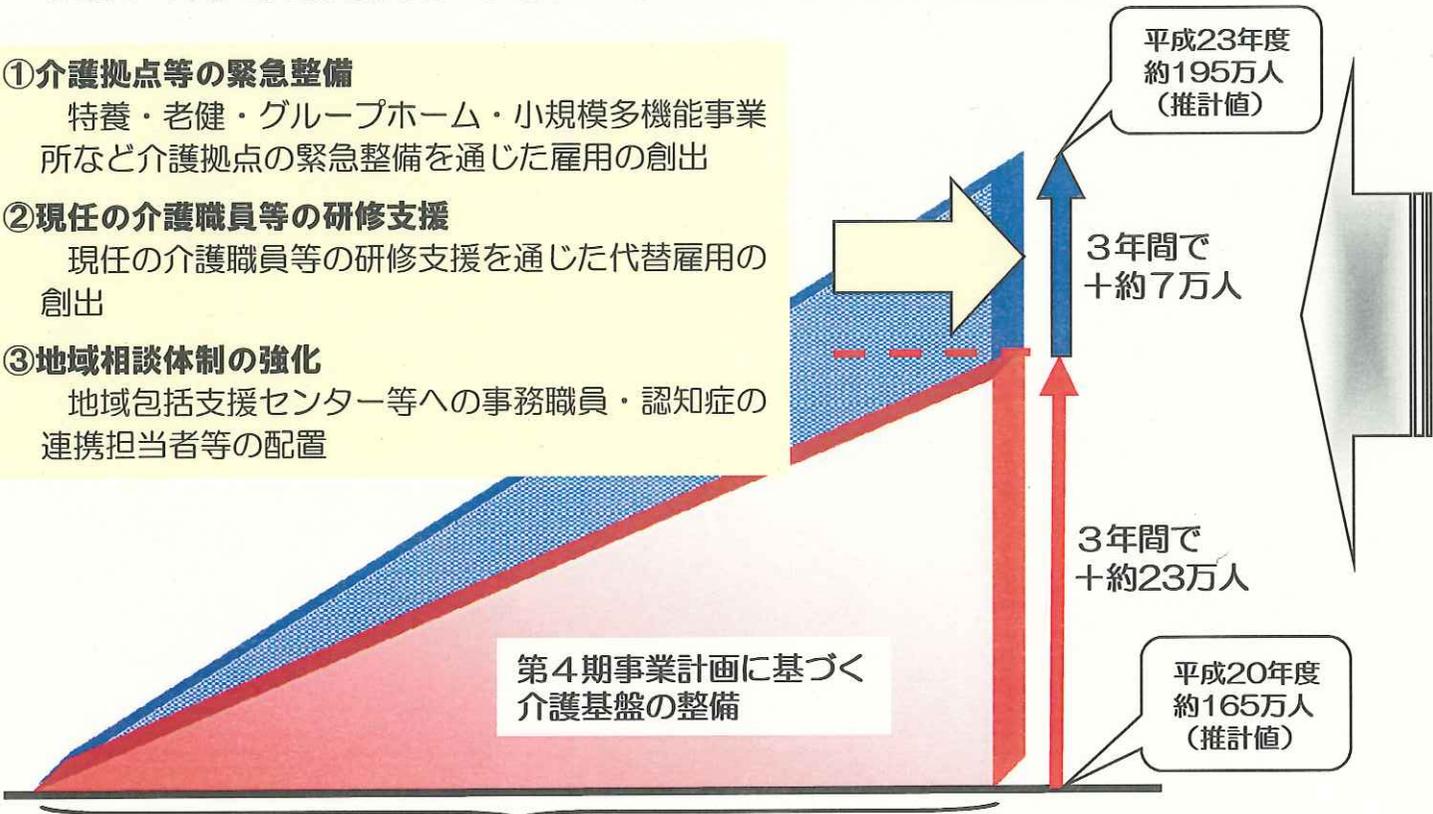
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

### ②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

### ③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



## 【介護職員等の処遇改善・養成】

### ①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

### ②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。  
（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

## 介護拠点等の緊急整備

### (1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

### (2) 助成対象となる介護拠点

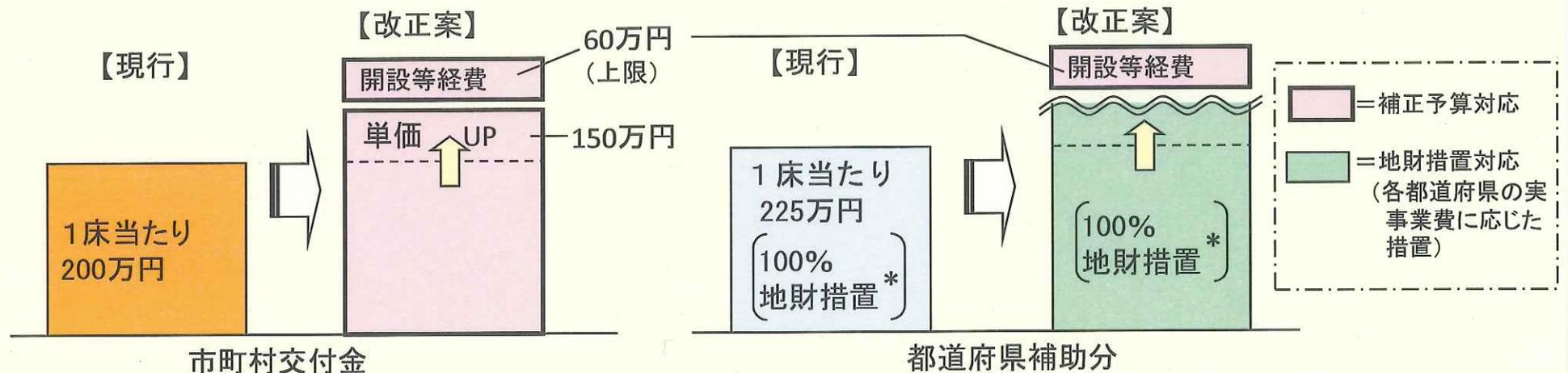
#### ① 市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

#### ② 都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

### (3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても実施。

### (4) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)